平成２９年（フ）第４０号
静岡県下田市一丁目６番６号　加島アパート202
債務者　飯沼　峯子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１７８号
三重県亀山市阿野田町1095番地137
債務者　中野智永子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８５号
三重県名張市つつじが丘北３番町199番地
債務者　森田　莉奈
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３３号
三重県熊野市神川町柳谷1026番地
債務者　阪無　康弘
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第５３３号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目24番16号
債務者　**原**　多美子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目24番16号
債務者　**原**　實
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５９号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目８番22号
債務者　濱坂　好彦
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６０号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目８番22号
債務者　濱坂　真弓
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１８号
兵庫県芦屋市上宮川町６番１―306号
債務者　酒井　典子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目17番21―103号
債務者　和田　明美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
徳島県徳島市南矢三町２丁目８番11―114号
債務者　松﨑　良子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２１号
徳島県徳島市沖浜３丁目63番地の１　第３みずほビルディング906
債務者　志摩　健治
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
徳島県徳島市南昭和町３丁目53番地の１
債務者　髙島喜代子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第３３７号
宮崎市神宮東３丁目８番43号　北川（チ）アパート202号
債務者　盛　　裕美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４１号
宮崎市淀川２丁目４番８号　淀川マンション401号、前住所宮崎市中村西２丁目３番17号岩切ビル305号
債務者　松本　　唯
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３３号
宮崎県延岡市平原町１丁目913番地２
債務者　三谷　麻美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市隼人町姫城738番地２　カリフォルニアⅡ107
債務者　永田　春香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係